資料 1-2

水道分野における「水の官民連携」ガイドライン策定検討委員会

設置趣旨

〇2023（令和 5）年 6 月 2 日に開催された、第 19 回民間資金等活用事業推進会議（PFI 推進会議）で、PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 5 年改定版）が決定され、「水の官民連携」（ウォーターPPP）等多様な官民連携方式の導入が盛り込まれた。

〇この会議で当時の岸田総理は、「水分野の取組を強化」すること、また、「上水道、下水道、工業用水道において、新たな方式であるウォーターPPP の導入を進める」ことを発言・指示している。

〇これらを受けて、水道分野では、令和 8 年度までに 5 件のコンセッション方式の具体化、そして、令和 13 年度までに 100 件の「水の官民連携」の具体化を狙うとされている。

〇国土交通省としても、職員不足、施設老朽化、使用料収入減少等、地方公共団体の課題を解決する一つの有効な手段として、また、水道事業・経営の持続性を向上させる大きな転換点として、この「水の官民連携」を捉えており、地方公共団体に対し、速やかに導入検討を開始するよう、求めてきたところ。

〇令和 6 年 3 月には、国土交通省において、「水道事業における官民連携に関する手引き」を改定し、「第Ⅵ編 ウォーターPPP 導入の検討」を追加したが、より効果的・効率的な案件形成に向けては、広域的・分野横断的な案件形成をはじめとした具体的な内容の充実が必要。

〇また、同手引き「第Ⅴ編 コンセッション方式導入の検討」についても、近年の「水の官民連携」の動向を踏まえた内容の充実が必要。

〇このような状況を踏まえ、学識経験者、地方公共団体、関係団体、関係省庁が参画する『水道分野における「水の官民連携」ガイドライン策定検討委員会』を設置し、『水道分野における「水の官民連携」ガイドライン』の策定について審議することとする。